

第2給食センター整備運営事業

入札説明書

平成26年4月3日

福岡市教育委員会

目 次

I 事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者.....	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本理念.....	1
5 事業の内容	2
II 入札参加者に関する条件	5
1 入札参加者の構成.....	5
2 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定方法.....	10
2 募集及び選定スケジュール.....	10
IV 入札に関する事項	11
1 入札手続き	11
2 入札参加に関する留意事項.....	13
3 入札予定価格	14
4 苦情の申し立て	14
V 落札者の決定	15
1 落札者の決定	15
2 審査結果の通知	15
3 審査結果等の公表.....	15
VI 提案に関する条件	16
1 立地条件等	16
2 事業者が行う業務.....	17
3 入札時算定年間給食提供食数.....	17
4 業務の委託	17
5 事業者の収入	18
6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	18
7 保険	18
8 市と事業者の責任分担.....	18
9 財務書類の提出	18
VII 契約に関する事項	19
1 契約手続き	19
2 事業契約の概要	19
3 契約金額	19
4 契約の保証	19

5	S P C の設立	19
6	事業者の事業契約上の地位.....	19
7	融資金融機関との協議.....	20
Ⅷ	入札書類.....	21
1	参加資格審査書類.....	21
2	第一次審査書類	21
3	その他関係書類	21
4	第二次審査書類	21
Ⅸ	その他.....	24
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	24
2	事業の継続が困難となった場合における措置.....	24
3	情報公開及び情報提供.....	24
4	入札手続きに関する問い合わせ.....	24

様式－1 入札説明書等に関する質問書

この入札説明書は、福岡市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した第 2 給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

なお、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

I 事業概要

1 事業名称

第 2 給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

3 本事業の目的

市では、現在、市内 4 か所の学校給食センターにおいて、中学校 64 校及び特別支援学校 5 校の給食の提供を行っている。

しかしながら、各学校給食センターともに、施設・設備の老朽化が進行しており、また、衛生管理のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供、知的障がい特別支援学校給食へのきめ細かな対応、個別食器の導入などの課題にも早急に取り組む必要がある。

そこで、市では、学校給食センターの再整備により、学校給食の質の向上を図るとともに給食提供環境を抜本的に改善するものである。再整備に当たっては、平成 22 年 10 月に策定した「福岡市学校給食センター再整備基本構想」に基づき、新しい学校給食センターを 3 か所配置することとし、事業手法については、センター毎に安全・安心でおいしい給食の安定供給や事業の効率化等の視点から決定していくこととしている。

本事業は、平成 25 年 3 月に策定した「第 2 給食センター（仮称）整備計画」に従い、PFI 法に基づく事業として実施し、民間の技術的能力、経営能力及び資金の活用により、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とするものである。

4 本事業の基本理念

（1）安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理
- ・作業場内の温湿度や労働負担の軽減など、調理従事者の作業環境への配慮
- ・災害時等においても学校給食を提供できる施設整備

(2) アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・除去食又は代替食の提供が可能なアレルギー専用調理室等の設置
- ・個人専用容器による配送

(3) 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・P E N樹脂製個別食器の導入
- ・調理室を見ることができる通路又は部屋を設置

(4) より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・高機能調理機器及び高性能断熱食缶の導入
- ・中学校献立と分けて調理可能な知的障がい特別支援学校給食調理ラインの確保
- ・二次加工食調理室等の設置

(5) 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・建設から維持管理・運営に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・食器・食缶分離配送方式の導入
- ・「ユニバーサル都市・福岡」や障がい者雇用推進の理念、人や車の動線を踏まえた施設整備及び運営

(6) 環境負荷の低減

- ・周辺地域の環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利用
- ・残渣の再生利用の継続

5 事業の内容

(1) 施設概要

本事業で整備する第2給食センター（以下「給食センター」という。）の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・事業用地：福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目15番1
- ・敷地面積：約12,605㎡
- ・調理能力：13,000食／日程度（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）

(2) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成43年3月31日までとする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及びその関連業務
- イ 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- ウ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- エ 工事監理業務
- オ 運営備品等調達業務（ただし、食器等を除く。）
- カ 学校配膳室改修業務
- キ 配送車両調達業務
- ク 近隣対応・対策業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 厨房設備維持管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務

④ 運營業務

- ア 日常の検収業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送及び回収業務（学校配膳室を改修した学校に対し維持管理・運営開始日の前日まで実施する配送及び回収業務（以下「事前配送業務」という。）を含む。）
- オ 学校配膳室業務（学校配膳室を改修した学校で維持管理・運営開始日の前日まで実施する学校配膳室業務（以下「事前学校配膳室業務」という。）を含む。）
- カ 残渣等処理業務
- キ 運営備品等更新業務（ただし、食器等を除く。）
- ク 配送車両維持管理業務
- ケ 献立作成支援業務
- コ 食育支援業務
- ※ 各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(5) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- | | |
|------------|--|
| ○事業契約の締結 | 平成 26 年 12 月下旬 |
| ○事業期間 | 事業契約締結日～平成 43 年 3 月末日 |
| ・施設整備期間 | 事業契約締結日～平成 28 年 7 月中旬 |
| ※学校配膳室改修工事 | 平成 27 年 7 月中旬～平成 27 年 8 月下旬及び平成 28 年 7 月中旬～平成 28 年 8 月下旬 |
| ・開業準備期間 | 平成 28 年 7 月中旬～平成 28 年 8 月末日 |
| ・供用開始日 | 平成 28 年 9 月 1 日 |
| ・維持管理・運営期間 | 平成 28 年 9 月 1 日～平成 43 年 3 月末日 |
- ただし、事前配送業務及び事前学校配膳室業務については、学校配膳室改修の完工翌日から維持管理・運営開始日の前日まで、事業者が行うものとする。

II 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、落札者となった入札参加者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しなければならない。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示等

入札参加者は、参加表明書（様式 1 - 1）において、全ての構成員及び協力企業を明示しなければならない。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の者又は資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本金面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者であり、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

- ① 構成員は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- ② 設計業務、工事監理業務、建設業務又は給食調理業務を担当する企業及び同企業と資本金面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ③ 代表企業と資本金面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ④ 選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、本事業契約締結後に事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 構成員等の変更及び追加

参加資格審査書類及び第一次審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）以降の代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、2（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について第2給食センター事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から落札者決定までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者でないこと。
- ⑥ 措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ⑦ 本事業に関連するアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・株式会社 日建設計シビル
 - ・株式会社 日建設計
 - ・ベーカー&マッケンジー法律事務所
 - ・ビヨンド総合会計事務所
 - ・有限会社 オニヅカ設計

- ⑧ 事業者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計業務、工事監理業務、建設業務及び給食調理業務の各業務を実施する者は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすこと。

なお、設計業務、工事監理業務又は建設業務を行う者で平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿」に記載されていない者は、財政局財政部契約課に競争入札参加資格審査申請を行えば資格審査を行う。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に記載されていること。

ウ 平成 13 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の設計実績（実施設計）を有すること。

エ 平成 13 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に記載されていること。

ウ 平成 13 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の工事監理実績を有すること。

エ 平成 13 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エ及びオの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成25・26・27年度「福岡市競争入札有資格者名簿（工事：建築）」に登載されていること。

ウ 平成25・26・27年度競争入札参加資格の認定を受けた際に建築A等級の格付を受けている者であること。建築A等級の格付を受けていない場合は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,090点以上の者であること。

エ 平成13年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の施工実績を有すること。

オ 平成13年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有すること。

④ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

ア ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。

イ 平成22年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。

ウ 平成22年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業許可の取消、営業禁止又は営業停止の処分を受けていないこと。

（3）参加資格の喪失

入札参加者の構成員又は協力企業が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から第二次審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失

ア 参加資格を喪失しなかった構成員又は協力企業のみで本入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願（様式3-2）を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合

イ 参加資格を喪失した構成員又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員又は協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願（様式3-2）を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合

② 第二次審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員又は協力企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願（様式3-2）を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）
- イ 参加資格を喪失した構成員又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員又は協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願（様式3-2）を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成26年4月3日	入札公告、入札説明書等の公表
平成26年4月25日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成26年5月20日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成26年5月27日	参加資格審査書類、第一次審査書類の受付
平成26年6月6日	入札参加資格審査結果の通知
平成26年6月12日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成26年6月27日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成26年7月15日	第二次審査書類の受付
平成26年9月下旬	落札者の決定・公表
平成26年10月中旬	基本協定締結
平成26年11月	仮契約の締結
平成26年12月	事業本契約締結

IV 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 入札説明書等に関する第1回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成26年4月25日(金)午後5時まで

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書(様式-1)に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(2) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を平成26年5月20日(火)までに市ホームページにおいて公表する。

(3) 参加資格審査書類、第一次審査書類の受付

入札参加者は、参加資格審査書類及び第一次審査書類(「VIII入札書類」を参照)を以下のとおり提出しなければならない。

① 受付期限

平成26年5月27日(火)午後5時まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を平成26年6月6日(金)までに代表企業に対して通知する。

(5) 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面(任意様式)により市に説明を求めることができる。

① 受付期限

平成26年6月12日(木)午後5時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

③ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)により提出すること。

(6) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

市は、上記(5)に係る回答を平成26年6月18日(水)までに代表企業に対して行う。

(7) 入札説明書等に関する第2回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成26年6月12日(木)午後5時まで

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書(様式-1)に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(8) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答を平成26年6月27日(金)に市ホームページにおいて公表する。

(9) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届(様式3-1)を福岡市教育委員会教育支援部健康教育課に提出すること。

(10) 入札(第二次審査書類の受付)

入札参加者は、第二次審査書類(「Ⅷ入札書類」を参照)を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札日時

平成26年7月15日(火)午前10時

② 入札場所

福岡市役所本庁舎15階第4会議室

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状(代表企業用)」(様式1-9)を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

(11) ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、平成 26 年 9 月（予定）に提案書（「Ⅷ入札書類」に示す提案書ⅠからⅧをいう。以下同じ）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ④ 入札書に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、11,388,247千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、12,261,088千円を超えないこと。

4 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成8年8月8日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）」により、福岡市教育委員会教育支援部健康教育課に対して苦情を申し立てることができる。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

- (1) 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査、入札書類第一次審査及び入札書類第二次審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。
- (2) 入札書類第二次審査のうち性能審査及び価格審査については、事業者選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目15番1
敷地面積	約12,605㎡
用途地域等	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	300%
調理能力	13,000食/日程度（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）
献立方式等	<p>① 中学校給食：2献立制</p> <p>ア 副食3品とする。</p> <p>イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。</p> <p>ウ アレルギー対応食は、上記アの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油、提供方法は3形態（卵対応、乳対応、アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。</p> <p>② 特別支援学校給食：1献立制</p> <p>ア 中学校給食に準拠した専用献立（中学校給食とは同一の献立であっても使用する食材、切り方、大きさ、調味方法などが一部異なる。）で、副食3品とする。</p> <p>イ 希望者には、アレルギー対応食、二次加工食、アレルギー対応・二次加工複合食を提供する。</p> <p>ウ 小学部低学年、小学部中学年、小学部高学年、中・高等部の4通りでの量の調節を予定している。</p> <p>エ 二次加工食は、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対し、摂食機能に合わせた大きさ、硬さ、とろみを考慮して、別調理や再調理を行うこととし、提供区分は、4区分程度を想定している。</p> <p>オ アレルギー対応食は、②ア又はエの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油、提供方法は3形態（卵対応、乳対応、アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。</p>

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5（4）業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 入札時算定用年間給食提供食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日当たりの食数を以下のとおりとする。

年度	年間提供日数	1日当たり食数			
		中学校	特別支援学校	特別食	合計
平成28年度	123	11,760	700	100	12,560
平成29年度	192	11,570	700	100	12,370
平成30年度	192	11,410	700	100	12,210
平成31年度	192	11,500	700	100	12,300
平成32年度	192	11,820	700	100	12,620
平成33年度	192	11,990	700	100	12,790
平成34年度	192	12,150	700	100	12,950
平成35年度	192	12,520	700	100	13,320
平成36年度	192	12,800	700	100	13,600
平成37年度	192	12,850	700	100	13,650
平成38年度	192	12,660	700	100	13,460
平成39年度	192	12,580	700	100	13,380
平成40年度	192	12,560	700	100	13,360
平成41年度	192	12,480	700	100	13,280
平成42年度	192	12,370	700	100	13,170

※特別食とは、アレルギー対応食、二次加工食及びアレルギー対応・二次加工食との複合食をいう。

※特別食の入札時算定用の1日あたり食数の内訳は、アレルギー対応食80食、二次加工食15食、複合食5食とする。

4 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

市は、事業者に対し、給食センター施設整備に係る対価、学校配膳室改修に係る対価、開業準備に係る対価、維持管理・運営に係る対価及び事前配送・事前学校配膳室業務に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

7 保険

事業契約書（案）を参照すること。

8 市と事業者の責任分担

（1）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（2）予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

Ⅶ 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 市と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。
- (2) 市は、落札者が本事業を実施するために設立したSPCと、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が平成26年福岡市議会第5回定例会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 SPCの設立

- (1) SPCは、福岡市内に設立するものとする。
- (2) SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。
- (4) 構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するSPCの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

VIII 入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 参加資格審査書類

様式	
1	参加表明書（様式1-1）
2	資格審査申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	給食調理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-6）
7	入札参加者構成表及び役割分担表（様式1-7）
8	委任状（構成員→代表企業）（様式1-8）
9	委任状（代表企業用）（様式1-9）
10	会社概要書
11	決算報告書
12	商業登記簿謄本
13	消費税及び地方消費税の納税証明書
14	福岡市税の納税証明書

2 第一次審査書類

様式	
1	第一次審査書類提出書（様式2-1）
2	給食調理業務を行う者の食品衛生法に基づく処分状況に関する書類（様式2-2）

3 その他関係書類

様式	
1	入札辞退届（様式3-1）
2	構成員等変更承諾願（様式3-2）

4 第二次審査書類

様式	
入札に関する 提出書類	第二次審査書類提出書（様式A-1）
	入札参加者構成表（様式A-2）
	入札書（様式A-3）
	要求水準に関する確認書（様式A-4）

提案書Ⅰ (事業計画提案書)	事業実施体制(様式B-1)
	資金調達計画に関する提案(様式B-2)
	事業収支計画に関する提案(様式B-3)
	事業継続に関する提案(様式B-4)
	リスク管理の考え方(様式B-5)
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案(様式B-6)
提案書Ⅱ (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案(様式C-1)
	施設計画の概要(様式C-2)
	安全性・防災性に関する提案(様式C-3)
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案(様式C-4)
	全体動線計画に関する提案(様式C-5)
	各室の環境衛生・快適性に関する提案(様式C-6)
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案(様式C-7)
	調理設備機器の性能に関する提案(様式C-8)
	経済性に関する提案(様式C-9)
	環境性に関する提案(様式C-10)
	施工計画に関する提案(様式C-11)
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案(様式C-12)
	学校配膳室改修工事に関する提案(様式C-13)
提案書Ⅲ (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案(様式D-1)
	維持管理業務内容に関する提案(様式D-2)
	修繕計画に関する提案(様式D-3)
提案書Ⅳ (運営提案書)	調理体制に関する提案(様式E-1)
	給食調理業務に関する提案(様式E-2)
	開業準備等に関する提案(様式E-3)
	衛生管理業務に関する提案(様式E-4)
	配送・学校配膳室業務に関する提案(様式E-5)
	アレルギー対応食の提供に関する提案(様式E-6)
	特別支援学校二次加工食の提供に関する提案(様式E-7)
	事故の未然防止・再発防止、緊急時の対応に関する提案(様式E-8)
	運営支援に関する提案(様式E-9)
	(公財)福岡市学校給食公社職員の受入れに関する提案(様式E-10)
	働きやすい職場環境づくりに関する提案(様式E-11)

提案書 V (計画図面等提案書)	面積表 (様式 F-1)
	仕上表 (外部及び内部) (様式 F-2)
	配置計画図 (縮尺 1/500) (様式 F-3)
	平面図 (各階) (縮尺 1/300) (様式 F-4)
	立面図 (2 面以上) (縮尺 1/300) (様式 F-5)
	断面図 (2 面以上) (縮尺 1/300) (様式 F-6)
	イメージスケッチ (外観及び内観) (様式 F-7)
	構造計画概要 (様式 F-8)
	建築設備計画概要 (機械・電気) (様式 F-9)
	調理設備計画概要 (様式 F-10)
	備品リスト (様式 F-11)
	調理作業工程表・作業動線図 (様式 F-12)
	学校配膳室改修工事概要 (様式 F-13)
	提案書 VI (事業収支等提案書)
資金調達計画書 (様式 G-2)	
市の支払う対価 (年度別) (様式 G-3-1)	
市の支払う対価 (四半期別) (様式 G-3-2)	
資金収支計画表 (様式 G-4)	
損益計算書・消費税等計算書 (様式 G-5)	
提案書 VII (提案価格等提案書)	初期投資費見積書 (様式 H-1)
	学校配膳室改修費見積書 (様式 H-2)
	維持管理費見積書 (年次計画表) (様式 H-3)
	維持管理費見積書 (内訳表) (様式 H-4)
	修繕・更新年次計画表 (様式 H-5)
	修繕・更新費見積書 (内訳表) (様式 H-6)
	運営費見積書 (年次計画表) (様式 H-7)
	運営費見積書 (内訳表) (様式 H-8)
	開業準備費見積書 (様式 H-9)
	固定料金・変動料金の考え方 (様式 H-10)
提案書 VIII (事業スケジュール)	事業スケジュール (様式 I-1)

Ⅸ その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 入札手続きに関する問い合わせ

場 所 福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

住 所 〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話 092-711-4642

F A X 092-733-5865

E-mail kenko.BES@city.fukuoka.lg.jp

福岡市ホームページアドレス

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/dai2C.html>

(様式-1)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問書

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課 宛

会社名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

第2給食センター整備運営事業入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)について、質問事項がありますので、提出します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a	
例	入札説明書	日常の検収業務	3	I	5	(4)	④	ア			日常の検収業務については、・・・と考えていいのか確認したい。
1											
2											
3											
4											
5											

注) 質問内容は、具体的かつ簡潔に記入して下さい。

資料名等の該当箇所の順番に並べてください。

「基本協定書(案)」及び「事業契約書(案)」については、該当箇所「I」欄には条番号を、該当箇所「1」欄には項番号を記載してください。

該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。

行が不足する場合には、適宜増やしてください。